

WEEE (廃電気・電子機器) 指令 2012/19/EU の概要

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2021 年 6 月 29 日

目次

1	概要	1
2	WEEE 指令の目的	1
3	適用範囲	2
3.1	EEE のカテゴリ	2
3.2	除外	2
3.3	補足説明	3
4	WEEE の回収と費用負担	3
4.1	一般家庭からの WEEE	3
4.2	一般家庭以外からの WEEE	4
4.3	適切な処理	4
4.3.1	Annex VII で規定された選択的な処理	4
5	ユーザーへの情報	5
6	プロデューサの主な責任	6
6.1	プロデューサ	6
6.2	エコデザイン	6
6.3	ユーザーへの情報	6
6.4	登録と報告	6
6.5	処理施設への情報	7
6.6	WEEE の引き取り	7
6.7	費用の負担	7
7	補足	7
7.1	用語	7
8	参考資料	8

1 概要

EU 加盟国の市場に電気・電子機器 (EEE)^{†1} を出す場合、他の一連の規則と同様、WEEE (廃電気・電子機器)^{†2} 指令 2012/19/EU に基づく各加盟国の要求にも従うことが必要となる。

本稿では電気/電子機器の製造業者や流通業者に関係する要求を中心に、その概要を述べる。

なお、本稿は WEEE 指令の内容全てをカバーするものではなく^{†3}、また正確であるとも限らない。さらに、具体的な要求は各加盟国で決定され、これは国によってかなり相違があるかも知れない。正確な情報は指令そのもの^[1] やその解説^[2]、各加盟国の規則などを参照されたい。

2 WEEE 指令の目的

WEEE 指令は、電気・電子機器からの廃棄物 (WEEE) の発生と管理の負の影響の防止や低減によって、また資源の使用の総合的な影響の低減とそのような使用の効率化によって環境と人の健康を保護し、持続可能な開発に寄与することを意図したもので、WEEE の削減 (リデュース) や WEEE の適切な回収と処理 (リユース、リサイクルなど) に関連する要求を中心としたものとなる。

この指令は欧州共同体全域で適用される枠組みや目標などを定めるが、RoHS 指令 2011/65/EC^{[3][9]} などと異なりその具体的な実現手段は各加盟国で定められるため、また登録や報告を加盟国毎に行なうことが必要となるため、製品を市場に出すそれぞれの国毎に対応を行なうことが必要となる。

^{†1} EEE = electrical and electronic equipment

^{†2} WEEE = waste electrical and electronic equipment

^{†3} 特に、現在の製造業者やプロデューサ (§6.1) に直接関係しそうでない、2005 年 8 月 13 日までに市場に出された製品からの WEEE (“historical waste”) の扱い、2018 年 8 月 14 日までの移行期間の扱い、回収目標などについては本稿では全く触れていない。



photo by Curtis Palmer, licence under CC BY 2.0

3 適用範囲

WEEE (廃電気・電子機器) 指令は、特に除外されたもの (§3.2) を除く、適切に動作するために電流や電磁界に依存する機器、及びそのような電流や電磁界の発生、伝送、及び測定のための機器で、交流 1000 V、直流 1500 V を超えない電圧定格で使用するように設計された電気・電子機器 (EEE) 全般に適用される。

WEEE が一般家庭からのものか一般家庭以外からのものかによる扱いの違いはあるものの、機器の販売方法 (店頭での販売、国内や国外からの通信販売、企業間取り引きなど) やユーザー (一般消費者、企業、政府機関など) は、この指令の対象となるかどうかの判断には影響しない。

3.1 EEE のカテゴリ

この指令の対象となる EEE は指令 Annex III で示された次のようなカテゴリに分類される:

1. 熱交換機器
2. スクリーン、モニタ、及び 100 cm² よりも大きい面積のスクリーンを持つ機器^{†4}
3. ランプ
4. 大型機器 (外寸が 50 cm を超えるもの)
5. 小型機器 (外寸が 50 cm を超えないもの)
6. 小型 IT/通信機器 (外寸が 50 cm を超えないもの)

このカテゴリは主に回収目標の設定や報告などに関係し、プロデューサかその承認代理人 (§6.1) は各加盟国への登録に際して自らがその加盟国の市場に出す EEE のカテゴリを明示し、また市場に出された EEE や回収した EEE の量をカテゴリ毎に集計して報告する (§6.4)。^{†5}

^{†4} 表示が主機能でないもの、例えばそのような表示器が組み込まれた洗濯機、冷蔵庫、プリンタなどはこのカテゴリには分類されない。

^{†5} この指令の 2018 年までの移行期間のあいだは旧 WEEE 指令 2002/96/EC と同様にこれと異なるカテゴリ (指令の Annex I で示されたもの) が適用され、いずれかのカテゴリに該当する機器のみが対象となっていたが、現在は対象範囲は除外されたものを除く全ての電気・電子機器に拡大されており、このカテゴリは規制の対象となるかどうかの判断には影響しない。

3.2 除外

以下のいずれかに該当するものは WEEE 指令の対象から除外される:

- 特に軍用の目的を意図した武器、弾薬、軍需資材を含む、加盟国の安全保障上の基本的な利益の保護のために必要な機器
- その機器の一部としてのみ機能を果たす、この指令の対象から除外される、もしくは対象とならない他のタイプの機器の一部として特別に設計され、組み込まれる機器
- フィラメント電球
- 宇宙に送るために設計された機器
- 大型据付型産業用工具^{†6}
- そのような設備の一部として特に設計され設置されたのではない機器を除く、大型固定設備^{†8}
- 型式認定されない 2 輪電動車両を除く、人や貨物の輸送の手段^{†9}

^{†6} 「大型据付型産業用工具 (large-scale stationary industrial tools; LSSIT)」は、機械、機器、及び/もしくはコンポーネントの大型^{†6} の組み合わせで、特定の用途のためにともに機能し、特定の場所に専門家によって恒久的に設置、また撤去され、かつ産業生産施設や研究開発施設内で専門家によって使用され、また保守されるもの。また、ここで言う「工具 (tool)」は、しばしば可動部を持ち、例えば素材やワークの加工や生産に用いられる、単体の、あるいは組み合わせられた機械。例えば、CNC 旋盤、ガントリー形のフライス盤やボール盤、金属プレス機、新聞用輪転機、クレーンなどがこれに含まれるかも知れない。^[4]

^{†6} ここで言う「大型 (large-scale)」の意味は定義されていないが、FAQ^[2] は RoHS 2 の FAQ^[3] を参照しており、これは総量が ISO 20 フィート・コンテナ (5.71 m × 2.35 m × 2.39 m) に収まらない、あるいは 44 トンを超えるもの、あるいは定格電力が 375 kW^{†7} を超えるものは大型とみなせるように述べている。^[3] 大型据付型産業用工具や大型固定設備としての除外は^{†6} や^{†8} で述べた全ての条件を満たす場合にのみ適用でき、その条件を満たせそうな場合でも除外の判断は慎重に行なうことを推奨する。

^{†7} この 375 kW という値は、電動機のエコデザイン要求を定めた Commission Regulation (EC) No 640/2009 でカバーされる電力の上限と同一である。なお、電源が 3 相 230/400 V の場合、375 kVA は相当たり 550 A 弱に相当する。

^{†8} 「大型固定設備 (large-scale fixed installations; LFSI)」は、いくつかの種類の装置やその他のデバイスの大型^{†6} の組み合わせで、専門家によって組み立て、設置、撤去される、あらかじめ決められた場所の建屋や構造物の一部として恒久的に使用することが意図された、同一の特別に設計された機器とのみ交換できるもの。例えば、製造ライン、エレベータ、コンベア輸送システム、自動倉庫、発電/配電システム、鉄道信号施設などがこれに含まれるかも知れない。^[3] 街灯やスタジアム照明、壁に固定されたテレビなどは固定設備ではない。^[2]

^{†9} 自動車などは廃自動車 (end-of life vehicles; ELV) 指令 2000/53/EC^[6] の対象となる。

- 専門家による使用のためにのみ提供される、非道路移動機械 (NRMM)^{†10}
- 企業間取り引きによってのみ入手可能とされる、研究開発の目的のためにのみ特に設計された機器^{†11}
- 使用を終える前に感染性となることが予想される医療機器や体外診断医療機器^{†12}、及び能動植え込み医療機器

3.3 補足説明

- 感染性となるもの、及び能動植え込み医療機器は除外されるが、その他の医療用の電気・電子機器は対象となる。
- バッテリーはバッテリー指令 2006/66/EC^[5] の対象となるが、WEEE に組み込まれたバッテリーは WEEE 指令に基づいて回収され、その後、WEEE から分離されてバッテリー指令の対象として処理される。
- RFID タグはそれ自身が EEE とみなされ、対象となる。
- 他の EEE の一部としてではなく独立して市場に出されるケーブルはそれ自身が EEE とみなされ、対象となる。
- プリンタ・カートリッジの類は、それが電子部品を含むならばそれ自身が EEE とみなされ、対象となる。
- 軍での使用のために特に設計/生産されたものであるとしても、除外条項 (§3.2) に該当しないもの、例えば軍用の懐中電灯のようなものは除外されず、対象となる。
- 「宇宙に送るために設計された機器」に対する除外は、宇宙に送られ、地上に戻らないように意図された機器にのみ適用される。

^{†10} 例えば、土木工事会社で使用されるブルドーザー、ショベルカーなどの重機類。その機械が専門家以外にも提供される場合はこの除外条項の対象とならない。

^{†11} 特定の研究開発の目的のための特注の機器に限定され、例えば汎用の計測器のようなものは研究開発の目的でのみ使用されるとしても除外されない。

^{†12} 感染性廃棄物として処理されるであろう部分のみ。

- 他の機器に組み込むように意図されたコンポーネントは一般にはそれ自身ではこの指令の対象とならない。

だが、そのようなコンポーネントを組み込んだ機器の多くはこの指令の対象となることから、機器の製造業者への §6.5 で示したような情報の提供を含めて、この指令に関係する対応が必要となるかも知れない。

4 WEEE の回収と費用負担

WEEE は分別回収して適切に処理しなければならず、未分別の廃棄物としての処分は最小限としなければならない。

この要求は一般家庭からの WEEE と一般家庭以外からの WEEE の双方に適用されるが、回収の方法や費用負担などに関しては相違がある。

これを実現するための体制は指令で定められた以下に概要を示すような枠組みに沿って各加盟国で構築され、国によって相当の相違が生じることがある。

4.1 一般家庭からの WEEE

- 一般家庭からの WEEE に関して、
 1. 加盟国は、最終的な所有者やディストリビュータがそのような廃棄物を少なくとも費用負担なしに返却できるシステムを用意する。^{†13}
特に人口密度を考慮して、必要な回収施設のアベイラビリティとアクセス性を確かとする。
 2. 新しい製品の供給の際、ディストリビュータは同等のタイプの廃棄物を 1 対 1 で少なくとも費用負担なしにディストリビュータに返却できるようにする責任を持つ。^{†14}
但し、加盟国は、それが WEEE の返却をより困難にせず、また費用負担なしに行なわれる限り、これと異なる規定を定めても良い。

^{†13} 例えば自治体やその委託業者が設けた回収ポイントへの持ち込みによる無償での回収のような。

^{†14} 例えば冷蔵庫を販売した際に古い冷蔵庫を無料で引き取るような。

3. 代替となる回収スキームが少なくとも同等に有効であるとアセスメントで示されない限り、ディストリビュータは、売り場面積が 400 m² 以上の小売店、あるいはその直近で、非常に小型の (25 cm よりも大きくない外形寸法の) WEEE を同等のタイプの EEE の購入の義務なしに費用負担なしに回収できるようにしなければならない。
4. 上記のものに加えて、プロデューサは一般家庭からの WEEE に対する個別の、及び/もしくは合同の返却システムを設けても良い。
5. 各国や共同体の健康と安全に関する基準を考慮して、汚染に伴う人の健康や安全へのリスクを持つ WEEE^{†15} は上記のルートでの返却を拒否しても良く、加盟国はそのような WEEE の扱いを定めなければならない。

加盟国は、機器が重要なコンポーネントを含まない、あるいは機器が WEEE 以外の廃棄物を含む場合の返却に関する特別な規定を定めても良い。

- 加盟国は一般家庭からの WEEE の回収を許可された事業者を指名できる。
- 加盟国は回収施設に預けられた WEEE をプロデューサかその代理となる第三者に引き渡すことを、あるいはリユースの準備のために指定された施設や事業者を引き渡すことを求めることができる。
- 一般家庭から回収施設に預けられた WEEE の回収、処理、リカバリー、及び環境的に健全な処分のための費用はプロデューサが準備する。プロデューサは一般家庭から回収施設までの WEEE の回収で生じる費用も準備することが奨励される。

プロデューサは製品を市場に出す際に WEEE の管理に必要となる費用を準備することを保証しなければならない、これは適切なスキームへの参加、リサイクル保証、あるいはブロックさ

れた銀行口座の形を取ることができるかも知れない。

EEE が加盟国外に移転された場合、その分の費用は準備された費用から返金できる。

4.2 一般家庭以外からの WEEE

- 一般家庭以外からの WEEE については、プロデューサかその代理となる第三者が廃棄物の回収を行なうことを確かとしなければならない。
- 一般家庭以外からの WEEE の回収、処理、リカバリー、及び環境的に健全な処分のための費用はプロデューサが準備する。

但し、プロデューサと一般家庭以外のユーザーは費用負担に関して他の方法を取り決めることもできる。

4.3 適切な処理

分別回収された WEEE は適切に処理しなければならない、適切な処理を行わずに処分してはならない。

リユース、リカバリー、あるいはリサイクルの準備以外の適切な処理は、全ての液体の除去、及び指令の Annex VII で規定された選択的な処理 (§4.3.1) を含む。

WEEE のリカバリーのための手順は利用可能な最善のテクニックを用いなければならない、このシステムは個別の、あるいは合同での手続きによって実現することができる。

各加盟国は、回収された WEEE の処理に関する最小限の品質規格を定めることができる。

処理を行なう任意の施設や事業者は各国の当局からの許可を得る必要がある。

回収された WEEE をその加盟国外、あるいは共同体外に輸送して処理を行なうこともできるが、所定の条件がある。

4.3.1 Annex VII で規定された選択的な処理

- 少なくとも以下の物質、混合物、及びコンポーネントを分離する:

^{†15} 例えば感染性の、あるいは有害な物質で汚染された廃棄物のような。

- 指令 96/59/EC^{†16} に該当するコンデンサを含む、ポリ塩化ビフェニル (PCB)
- スイッチやバックライト用ランプなど、水銀を含むコンポーネント
- バッテリー
- 携帯電話の、またその他のデバイスの 10 cm² よりも大きいプリント基板
- トーナ・カートリッジ、液体やペースト状のもの、またカラー・トナー
- 臭素系難燃剤を含むプラスチック
- アスベスト廃棄物、またアスベストを含むコンポーネント
- 陰極線管
- クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、ハイドロカーボン (HC)
- ガス放電管
- 100 cm² よりも大きい、あるいはガス放電管のバックライトを持つ液晶ディスプレイ (適切な場合はそのケーシングと共に)
- 外部の電気ケーブル
- 指令 97/69/EC^{†17} で述べられた耐火性セラミック繊維を含むコンポーネント
- 指令 96/29/Euratom^{†18} で定められた下限以下のものを除く、放射性物質を含むコンポーネント
- 懸念物質を含む電解コンデンサ (高さ > 25 mm、直径 > 25 mm、あるいは同等の容積のもの)

これらの物質、混合物、及びコンポーネントは指令 2008/98/EC^[7] に従って処分もしくは再生されなければならない。

^{†16} Council Directive 96/59/EC of 16 September 1996 on the disposal of polychlorinated biphenyls and polychlorinated terphenyls (PCB/PCT)

^{†17} Commission Directive 97/69/EC of 5 December 1997 adapting to technical progress for the 23rd time Council Directive 67/548/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions relating to the classification, packaging and labelling of dangerous substances

^{†18} Council Directive 96/29/Euratom of 13 May 1996 laying down basic safety standards for the protection of the health of workers and the general public against the dangers arising from ionizing radiation

- 以下のコンポーネントは記載されたように処理する:
 - 陰極線管 — 蛍光コーティングを除去する。
 - 発泡材や冷却回路に含まれるような、オゾン層破壊性、あるいは 15 よりも高い地球温暖化係数 (GWP) を持つガスを含む機器 — ガスは適切に抽出し適切に処理する。オゾン層破壊ガスは Regulation (EC) No 1005/2009 に従って処理する。
 - ガス放電管 — 水銀を除去する。
- 環境上の配慮、またリユースとリサイクルのための準備の望ましさを考慮し、上記の事項はコンポーネントや機器全体のリユースとリサイクルのための環境的に健全な準備を阻害しないような形で適用する。

5 ユーザーへの情報

- 国によっては、新しい製品の販売の時点で、プロデューサーがその回収、処理、及び環境的に健全な方法での廃棄のコストを購入者に示すことが要求されるかも知れない。
提示するコストは実際に発生するコストの最良の推定を超えてはならない。
- プロデューサーは一般家庭の EEE のユーザーに下記の必要な情報を提供しなければならない:
 1. WEEE を分別されていない一般廃棄物として廃棄せず、そのような WEEE を別に回収に出すようにという要求;
 2. 利用可能な返却/回収システム;
 3. WEEE のリユース、リサイクル、またその他の形でのリカバリーへの寄与への彼らの役割;
 4. EEE 中の危険な物質の存在の結果としての環境と人の健康への潜在的な影響;
 5. Annex IX で示された記号 (図 1) の意味。
- 加盟国は消費者が WEEE の回収に参加してリユース、処理、及びリカバリーのプロセスを促進することを奨励するように、適切な手段を採用する。

- WEEE の未分別の一般廃棄物としての廃棄を最小限とし、分別回収を促進するための観点から、プロデューサーは市場に出す EEE に Annex IX で示された記号 (図 1)^{†19} の表示を行わなければならない。

製品の大きさや機能のためにそれが必要となる例外的なケースではその記号は EEE の包装、取扱説明書、及び保証書に印刷できる。

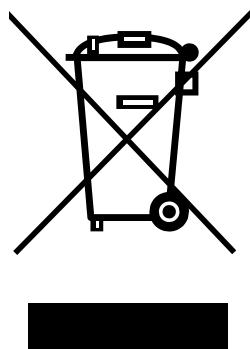


図 1: EEE を分別回収すべきことを示す記号 (EN 50419^[8])

- 国によっては、上記の情報の一部もしくは全てをプロデューサーやディストリビューターが取扱説明書、店頭、また啓蒙活動で示すことが求められるかも知れない。

6 プロデューサーの主な責任

6.1 プロデューサー

この指令で言うプロデューサー (producer) は以下のいずれかに該当する者である:

- 加盟国内に所在する、EEE を自らの名前や商標のもとで製造し、あるいは設計もしくは製造された EEE を入手して自らの名前や商標のもとでその加盟国内で上市する者;
- 加盟国内に所在する、他のサプライヤーが生産した機器を自らの名前や商標のもとでその加盟国内で再販する者
(前項に該当する者のブランドが表示されている機器を再販する者はプロデューサーとはみなされない);

^{†19} 図 1 の記号の下バーは指令 Annex IX の図には含まれないが EN 50419^[8] には含まれており、指令では EN 50419 に従うことが推奨されている。

- 加盟国内に所在する、加盟国外、あるいは他の加盟国からの EEE を業としてその加盟国の市場に出す者;
- 遠隔通信の手段 (通信販売) によって EEE を加盟国内の一般家庭やその他のユーザーに直接販売する、他の加盟国や加盟国外に所在する者。

EEE を加盟国外の製造業者が生産してそのブランドで販売する場合、国境を超えて遠隔での販売を行なう場合以外は、加盟国内の輸入業者などがプロデューサーとしての責任を持つことになりそうである。

6.2 エコデザイン

EEE の設計と生産では環境への影響への配慮が必要となる。例えば:

- WEEE、そのコンポーネント、また素材のリユース、分解、リカバリーが容易となるように設計、生産する;
- 指令 2009/125/EC^{†20} のフレームワークで確立された WEEE のリユースと処理を促進するエコデザイン要求を適用する;
- その特定の設計上の特徴や生産プロセスが例えば環境の保護や安全上の要求に関して総合的な利点を持つのでない限り、特定の設計上の特徴や生産プロセスによって WEEE のリユースを妨げないようにする。

6.3 ユーザーへの情報

EEE に 図 1 で示したような記号を表示し、またユーザーに §5 で述べたような情報を提供する。

6.4 登録と報告

- プロデューサー、あるいはその承認代理人 (§6.1) は、EEE を遠隔通信の手段で供給する場合を含め、EEE を販売する各加盟国での登録を行なう。^{†21}

^{†20} Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products

^{†21} 登録に関する情報は European WEEE Registers Network (EWRN, <https://www.ewrn.org/>) で得られる。

登録には以下のような情報の提出が必要となる:

- プロデューサ、あるいはその承認代理人の名前と住所やその他の連絡先、また担当者 の名前
 - プロデューサの国内識別コード、及びプロデューサの欧州税番号か国内税番号
 - EEE のカテゴリ (§3.1)
 - EEE のタイプ (一般家庭、もしくは一般家庭以外の機器)
 - EEE の商標
 - プロデューサがその責任をどのように果たすかかの情報: 個別か回収スキームか、また財務的な保証に関する情報
 - 使用される販売手法 (例えば遠隔販売かどうか)
 - 提出された情報が真正である旨の宣言
- 登録を行なった者は、各加盟国が定めた周期で以下の事項を報告する:
 - プロデューサの国内識別コード
 - 報告周期
 - EEE のカテゴリ (§3.1)
 - その加盟国の市場に出された EEE の量を、質量で
 - 加盟国内で個別に回収され、リサイクルされ (リユースの準備を含む)、リカバーされ、また処分された、あるいは共同体内や共同体外で移転された EEE の量を、質量で

6.5 処理施設への情報

プロデューサは、保守、アップグレード、再生、またリサイクルを含む、WEEE のリユースの、また正しい、環境的に健全な処理の準備のため、それぞれのタイプの新しい EEE が共同体市場に出されてから 1 年以内にリユースと処理についての情報を無料で提供する。

この情報は、リユースと処理の準備を行なうセンターとリサイクル施設がこの指令に従うために必要とする範囲で、EEE の様々な構成要素と素材、ま

た EEE 内の危険な物質や混合物の場所を同定しなければならない。

この情報は印刷物として、あるいは電子媒体 (例えば CD-ROM やオンライン・サービス) として利用可能とする。

6.6 WEEE の引き取り

プロデューサは、以下の場合、対象となる WEEE を自ら引き取るか、あるいはその代理として任命した者に引き取らせ、適切に処理を行なうことが必要となる:

- 回収施設に預けられた WEEE の引き取りを要求された場合;
- 一般家庭以外からの WEEE の回収を求められた場合。

6.7 費用の負担

一般家庭から回収施設に預けられた WEEE の回収、処理、リカバリー、及び環境的に健全な処分のための費用はプロデューサが準備する。

但し、回収ポイントへの WEEE の持ち込みは、消費者が自ら、あるいは自らの費用負担で行なうことが必要となるかも知れない。

一般家庭以外からの WEEE の回収、処理、リカバリー、及び環境的に健全な処分のための費用もプロデューサが準備するが、プロデューサと一般家庭以外のユーザーは費用負担に関して他の方法を取り決めることもできる。

7 補足

7.1 用語

- 廃棄物 (waste)
所有者が廃棄する任意の物
- リユース (re-use)
製品や構成要素がそれらが意図されていた同一の目的のために再び使用されること

- 処理 (treatment)

リカバリーや処分、またリカバリーや処分に先立っての準備
- リカバリー (recovery)

他の資材を置き換える有用な目的で廃棄物が利用されることがその主な結果である、あるいは廃棄物はその機能を満足するように調製される任意の活動
- リユースの準備 (preparing for re-use)

廃棄物となった製品やその構成要素をリユースできるようにする、確認、清掃、あるいは修理の活動
- リサイクル (recycling)

オリジナルの、あるいは他の目的のためのいずれであれ、廃資材が製品、資材、あるいは物質に再生されるリカバリー活動

有機物の再加工を含むが、エネルギー・リカバリー、燃料や埋め戻し用に用いられる資材への再加工は含まない
- 処分 (disposal)

リカバリーでない任意の活動

処理	リカバリー	リユース
		リサイクル
		エネルギーリカバリーなど
	処分	
	リカバリーや処分の準備	

図 2: リカバリー、リサイクル、...

[3] *Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment*,
https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm

[4] *RoHS 2 FAQ guidance document*,
https://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/events_rohs3_en.htm

[5] *Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators and repealing Directive 91/157/EEC*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006L0066-20180704>

[6] *Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles*,
<https://ec.europa.eu/environment/waste/elv/>

[7] *Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32008L0098>

[8] EN 50419:2006, *Marking of electrical and electronic equipment in accordance with article 11(2) of Directive 2002/96/EC (WEEE)*

[9] RoHS 指令 2011/65/EC の概要, 株式会社 e・オータマ, 2020
<http://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>

8 参考資料

[1] *Directive 2012/19/EU of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on waste electrical and electronic equipment (WEEE)*,
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02012L0019-20180704>

[2] *Frequently Asked Questions on the WEEE Directive*,
<https://ec.europa.eu/environment/pdf/waste/weee/faq.pdf>

© 2021 e-OHTAMA, LTD. All rights reserved.
 免責条項 — 当社ならびに著者は、この文書の情報に関して細心の注意を払っておりますが、その正確性、有用性、完全性、その利用に起因する損害等に関し、一切の責任を負いません。